

覚せい剤一審実刑2被告

「治療重視」異例の保釈

医療機関「居住」条件に

覚せい剤使用・所持事件の一審で実刑判決を受けた後、服役せずに薬物依存症の治療を受ける目的で控訴した2人の被告に対し、横浜、東京両地裁が、医療機関への「居住」を条件に保釈を認める異例の決定をしたことが26日、分かった。弁護人が「治療を終えれば服役する」と約束した保釈請求を受け入れた措置で、2人は治療後に依存症が改善したとして控訴を取り下げ、既に収監された。

横浜・東京地裁

弁護人は、再犯率が高い薬物依存症者に配慮した両地裁の判断を「画期的」と評価。薬物依存からの回復を支援する特定非営利活動法人（NPO法人）アパリ（東京）の尾田真言事務局長（48）

は「刑罰を与えるだけでは同じことを繰り返す恐れがある。実刑判決を言い渡しながら治療を重視して保釈を認めた決定は重要な先例になる」と話している。

裁判記録などによると、横浜地裁のケースは、覚せい剤取締法違反（所持）の罪に問われた30代の男性。所持や使用の前科があり、今年6月に懲役2年の判決を受けた。公判では、アパリと協力する独立行政法人国立

病院機構下総精神医療センター（千葉市）の医師らが治療の必要性を証言。保釈請求に対し、横浜地裁は同センターを「制限居住」に指定した上で容認した。東京高裁も検察側の抗告を退けた。

男性は幻覚や妄想があり、同センターへ入院。約2カ月間の治療を受けた後、8月に控訴を取り下げ、収監された。東京地裁のケースは、覚せい剤使用の罪で再犯した30代の男性で、7月

に懲役1年6月の判決を言い渡された。控訴後、保釈されたが、入院先のは同センターから薬物使用経験者による自助グループのミーティングに通うこともあったという。

「刑罰だけでは再犯止まらず」

2つの事件で弁護人を務めた奥田保弁護士の話。覚せい剤取締法違反事件の再犯率は5割を超えているという事実が示すように、薬物犯罪者に対しては刑罰や刑務所での教育だけでは不十分だ。薬物を断つには規範意識への目覚めだけではなく、専門の医療機関での治療や、民間の回復施設などでの根本的な「病巣」の除去が必要になる。治療のための時間をくれた裁判所の判断は画期的だ。